

船舶事故等調査報告書

平成26年2月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013那第44号
事故等種類	運航不能（機関損傷）
発生日時	平成25年10月2日（水） 14時00分ごろ
発生場所	鹿児島県奄美市名瀬港北東方沖 奄美市所在の笠利埼灯台から真方位262° 8.4海里付近 （概位 北緯28° 30.6′ 東経129° 31.9′）
事故等調査の経過	平成25年10月16日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	ヨット ANNAPURNA（大韓民国籍）、4.2トン
船舶番号、船舶所有者等	01-YT-1034、個人所有
乗組員等に関する情報	船長（大韓民国籍）、ヨット操船者免許証（大韓民国発給）
死傷者等	なし
損傷	主機とプロペラシャフトを接続しているカップリングが破損
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、名瀬港北東方沖を同港へ向けて南西進中、入港のために帆走から機走に切り替えようとしたところ、平成25年10月2日14時00分ごろ、主機は回転しているものの、プロペラが回らなかった。 船長は、海上保安部に救援を求め、本船は、来援した巡視船により、名瀬港にえい航された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
その他の事項	船長は、本インシデントの1か月前に業者に依頼して本船を整備させていた。 本船は、名瀬港に入港後、プロペラシャフトと主機を接続しているカップリングに破損が認められた。
分析	
乗組員等の関与	不明
船体・機関等の関与	あり
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、名瀬港北東方沖を南西進中、帆走から機走に切り替えようとした際、主機とプロペラシャフトを接続しているカップリングが破損したことから、機走できず、運航不能となったものと考えられるが、約1か月前に整備が行われており、カップリングが破損した状況を明らかにすることはできなかった。

原因	本インシデントは、本船が、名瀬港北東方沖を南西進中、帆走から機走に切り替えようとした際、主機とプロペラシャフトを接続しているカップリングが破損したため、機走できなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 出発前には、各部点検を行うこと。